

国民健康保険・後期高齢者医療制度 高額療養費限度額区分が変わります

【問合せ】 市民課 国保年金係 ☎773-6661

8月1日(水)から、70歳以上の人の高額医療費自己負担限度額が次のように変わります。

現行 7月31日(火)まで 所得区分	8月1日(水)から 所得区分	自己負担限度額	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み 所得者	課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【多数回該当140,100円】	
	課税所得 380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【多数回該当93,000円】	
	課税所得 145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数回該当44,400円】	
一般	一般 (保険証1割・2割で市・県民税課税)	18,000円 (年間上限14.4万円)※	57,600円 【多数回該当44,400円】
低所得Ⅱ	低所得Ⅱ (市・県民税非課税:所得あり)	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	低所得Ⅰ (市・県民税非課税(所得なし))		15,000円

※年間上限額は、8月～平成31年7月の累計額に対して適用となります。病院・診療所、歯科の区別はなく、小額の自己負担も合算します。調剤薬局の自己負担も含めて合算します。入院時の食事代や差額ベッド代は対象外です

重復受診はやめましょう
 薬の飲み方など、適切な指導を受けられることができます。
 握ができるため、より効果の高い治療ができます。健康管理全般のアドバイスもしてくれるので、日ごろから信頼関係を築くことが大切です。薬局もかかりつけを決めておくと、薬の飲み方など、適切な指導を受けられることができます。

上手な医療のかかり方
【問合せ・申込み】
 市民課 国保年金係
 ☎773-6661

国民健康保険
「限度額適用認定証」
更新手続きは8月1日(水)から受付
【問合せ・申込み】
 市民課 国保年金係
 ☎773-6661

現在「限度額適用認定証」をお持ちで、引き続き必要な人は、8月中に更新手続きをしてください。
必要なもの
 保険証、印鑑、マイナンバー(通知カードか個人番号カード)
申請先 市民課 国保年金係、大和・塩沢市民センター

同じ病気で複数の医療機関を受診すると、検査・処置・投薬などをやり直すため、医療費や時間がかかります。
 また、注射や投薬の重複で副作用が出ることもあります。気になることは、かかりつけ医に相談しましょう。
 年に一度は健康診断を受け、病気の早期発見・早期治療に心がけましょう。
 健診を受けることで病気を早期に見出し、早期治療や医療費の削減につながります。集団検診や人間ドックを毎年受けましょう。
ジェネリック医薬品を利用しましょう。
 ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)と同一の有効成分を含み、効き目や安全性が同等であると国から認められた安価な薬です。処方希望を医師・薬局に伝えやすいよう「ジェネリック医薬品希望シール」を保険証更新時に同封しますのでご利用ください。
 市ではジェネリック医薬品推進のため、一定の条件を満たした人に、ジェネリック医薬品差額通知を年3回(7月・11月・3月)通知しています。

